労働者等への周知例です。作業所へ掲示、従業員に配付する等により

周知してください。書面によらず、メール等の方法も可能です。

関係法令については、別ファイルでウェブサイトに掲示しています。

**～　　お　　知　　ら　　せ　　～**

この業務は、郡山市公契約条例が適用される業務です。

条例第11条の規定により、皆さまの労働環境に関する内容についてお知らせします。

　１　郡山市公契約条例が適用される名称

|  |  |
| --- | --- |
| 件　　名 |  |
| 施工（履行）場所 | 郡山市 |
| 施工（履行）期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日　まで |

　２　以下の事項に基づきこの業務を適正に履行しています。

　　①　労働者等の労働環境を確保するため、関係法令を遵守しています。

　　　※　関係法令は、別紙のとおりです。

　　②　この業務の契約は、適正な価格により契約の締結をしています。

　　③　市が基本理念に基づき実施する施策に協力しています。

　　④　下請契約等の締結は、契約の相手方に条例の趣旨等を説明し、双方の合意により契約しています。

　　⑤　下請契約等の相手の選定、又は資材等の調達は、できる限り市内事業者を優先しています。

　　⑥　本条例による事業又は事務所に係る労働環境の情報を公開するよう努めています。

　３　労働環境に対する申出をする連絡先

　　労働環境等について法令又は条例に違反している疑いがある場合には、労働者は下記窓口に申出をすることができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先 | 所在地 | 電話番号 |
| 郡山市財務部  契約検査課 | 〒963-8601  郡山市朝日一丁目２３－７ | TEL：024-924-2601 |

※申出をしたことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。



※郡山市上下水道局発注案件の場合には、「３　労働環境に対する申出をする連絡先」を下記としてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先 | 所在地 | 電話番号 |
| 郡山市上下水道局  総務課 | 〒963-8016  郡山市豊田町１番４号 | TEL：024-932-7643 |

※関係法令は、別紙の添付ではなく、下のURL又は

右のＱＲコードの掲載でも構いません。

https: //www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/27/2910.html